

山梨県の最低賃金

山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

最低賃金件名等		時間額	効力発生日
山梨県 最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。 但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	1,052円	令和7年12月1日
特定 最低賃金	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,100円	令和8年2月15日
	山梨県自動車・同附属品製造業	1,089円	令和8年3月1日

次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精勤手当、通勤手当、家族手当 ②時間外・休日・深夜手当
③臨時に支払われる賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

詳しくは、山梨労働局ウェブサイトをご覧いただけ、
山梨労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1 富士川地方合同庁舎5階	(0556-22-3181)



最低賃金特設サイト